

江戸幕府の裁判制度と「相談書」(一)

—— 裁判官の合議と判決の申渡し ——

大 平 祐 一 *

目 次

第一節 序

第二節 評定所の裁判と「相談書」

第一項 評定所公事と「相談書」

第二項 「相談」と判決申渡し

第三節 奉行所の裁判と「相談書」

第一項 内寄合公事、手限吟味物と「相談書」

第二項 「相談」と判決申渡し

第三項 「相談書」の回覧

(以上、本号)

* おおひら・ゆういち 立命館大学名誉教授

江戸幕府の裁判制度と「相談書」(一) (大平)

第四項 「相談書」の運用実態

第四節 結びにかえて

第一節 序

一 江戸幕府の評定所、奉行所の判例集や裁判関係史料あるいは下役人らが作成した各種記録、手控、さらには各種行政関連文書等のなかに、「相談書」と銘打った文書が多数見られる。これら各種の記録、文書等に見られる「相談書」とは、江戸幕府の三奉行（寺社奉行、町奉行、勘定奉行）が同役の奉行、同役以外の三奉行、あるいは評定所一座（その構成員は上記の三奉行）に対し、特定の事柄について「相談」する書面のことである。「相談書」は書面の冒頭に「相談書」と記され、その下方に「相談」を求める奉行の名が記されており、本文末尾が「及御相談候」という文言で締めくくられているのがその特徴である。この「相談書」や「相談書」による「相談」は、江戸幕府の裁判制度運用の特徴を理解するうえで大変興味深いものがある。

二 「相談書」や「相談」についてはこれまで多くの研究者が触れている。中田薫氏は江戸幕府の裁判手続における出入物（目掛け）の手続について述べた叙述のなかで、出入物の裁判において、訴状の受理不受理に疑義が生じた場合における江戸の三奉行同役間での「相談」と「取計」、評定所一座での「相談」と「取極」さらには、違式証文の取扱いに関する評定所一座の「相談」について触れている。⁽²⁾ 小早川欣吾氏は、水主雇前金の出訴期間に関する勘定奉行の「相談書」や評定所一座の「相談」、さらには、「金銀出入之内本公事差別」や株仲間廃止に伴う髪結床

ならびに廻り場所出入の取扱い方に關する江戸町奉行の「相談書」について触れている⁽³⁾。平松義郎氏は奉行同役間の「相談書」について触れ、寺社奉行所での「相談書」の廻付について述べている⁽⁴⁾。また、評定所の民事判例集『裁許留』には、事件の処理について他奉行に照会した「相談書」等の記録が含まれていることを指摘している⁽⁵⁾。石井良助氏は「相談」を、評定所一座の各員より評定所またはそのメンバーの意向を問うことと述べている⁽⁷⁾。また、町奉行内寄合における「相談書」の交換による事務処理の統一について述べている⁽⁸⁾。藤井讓治氏は、同一権限を持つ複数の役職者たちが政策や裁判を執行する際の「相談」について触れている⁽⁹⁾。杉本史子氏は裁判過程で作成され諸書類の一つとして、「評定所内部での奉行間の相談書」を指摘し、地改裁許に關する評定所評議の場での「相談書」の読み上げと読み上げの廃止について触れている。また、「相談書」の保存、記録に關する評定所評議についても触れている⁽¹⁰⁾。神保文夫氏は、評定所留役が評定所での地所論の審理中、「相談書」について意見を述べる場合もあったことを指摘している⁽¹¹⁾。坂本忠久氏は、評定所一座の評議や申合の前提としての「相談(書)」について述べ、「相談書」が行政・司法上の政策決定過程において公的な機能も併せ持っていた⁽¹²⁾と指摘された。このほか論考のなかで個別の「相談書」を利用するという研究もいくつか見られる⁽¹³⁾。

これらはいずれも「相談書」についての重要な側面を述べたものであり、裁判における「相談書」や「相談」の果たした役割・意味を理解するうえで踏まえておかねばならない事柄であろう。しかし、「相談書」や「相談」をまとめた形で論じた研究は見られず、江戸幕府の裁判制度のなかでそれらがどのような役割を果たしたのか、その全体像はいまだ十分解明されているとはいえない。

三 江戸時代の裁判制度のもとで、裁判官たる奉行たちは、具体的事件についての裁判のなかで、あるいは具体

的事件とはかわりなく、今後起こるであろう事件を想定して、今後の裁判の基準となるものを作り出していた。その際大きな役割を果たしたのが「相談書」であり、奉行たちは「相談書」を用いて、今後の裁判に適用される新しい基準を作り出していた。このことについては前稿で明らかにした。¹⁴⁾

「相談書」はこのほかに、個々の事件の判決決定・申渡しという点でも大きな役割を果たした。江戸幕府の裁判における判決決定・申渡し過程については、従来、口書（供述調書）の作成・確認、評定所留役等の下役人による判決原案の作成、評定所や内寄合での評議、老中への伺いと指令（指図）、裁許申渡し、請証文等の証文提出、裏判消しといったところが指摘されていたが、判決書原案とでもいうべき「相談書」についてはほとんど触れるところがなかった。そのため、裁判における判決決定・申渡しの過程はいまひとつ明らかにならず、裁判過程の全体像について見えづらい部分が存在していたことは否定しえない。本稿では裁判過程における「相談書」の利用実態を明らかにし、判決決定・申渡しにさいし裁判官（奉行）たちの「相談書」、「相談」の果たした役割やそれを持った意味を明らかにすることにより、近世日本における裁判制度運用の特徴の一端を明らかにすることができればと思う。

第二節 評定所の裁判と「相談書」

第一項 評定所公事と「相談書」

一 平松義郎氏によれば、評定所において行われる裁判には、(イ)評定所一座による他領他支配関連出入物の裁判

である「評定所公事」、(ロ)評定所一座による吟味物の裁判である「一座詮議物」、(ハ)評定所一座によらざる吟味物の裁判としての「五手掛」、「三手掛」があった。氏はこのほかに、「老中の諮問機関として老中の下問に応じてなす評議」を(イ)(ロ)と同様、「評定所一座による行為」として掲げているが、これを「裁判機関としてなす行為」には分類せず、「諮問機関としてなす行為」に分類している。⁽¹⁵⁾ たしかに、そのなかには裁判にかかわりのない事項も見られるが、しかし、その多くは法律審としての裁判機関による裁判と見ることができるようと思われるので、それらについては評定所において行われる裁判と理解してもよいのではなからうかと思われる。

このように考えると、評定所においてはさまざまな裁判が行われていたといえるが、本節では最もよく知られている評定所公事に焦点を当てて論じることにする。

二 評定所一座による評定所公事は、担当奉行が主任となつて裁判が行われるが、「評定所で一座の奉行列座の中で行われるのは、冒頭初回の吟味と、最終回の判決告知だけであ」⁽¹⁷⁾った。実際の吟味は担当奉行所において評定所留役等の下役人が担当した。⁽¹⁸⁾ 一座の奉行たちは実際の吟味にはほとんど携わっていなかったのである。つまり、「幕府の裁判を実際に担当したのは、奉行ではなかった」⁽¹⁹⁾のであり、「実際の裁判官」は評定所留役、吟味物調役、与力等の下役人たちであった。⁽²⁰⁾ そのようななかで評定所一座は当該事件についての判決を決定しなければならなかったのである。そのとき重要な役割を果たしたのが「相談書」であった。

「相談書」は、当事者の主張や証拠の吟味にもとづき導き出された双方の主張の当否と、それをふまえた担当奉行の判断を記したものであり、現代風に言えば判決書の原案とでも言えるものである。担当奉行は「相談書」を用いて他の評定所一座の奉行たちと判決について「相談」するのである。そして合意が得られたならば、当該「相談書」

は判決書原案から判決書となり、その結論部分を評定所一座列席のもと、判決として当事者に申渡す。この「申渡」(裁許申渡)は口頭で行われる。⁽²¹⁾訴訟当事者はその「申渡」を受けたのち、ただちに吟味を担当した下役人より裁許証文を読み聞かされて、それに押印することを命じられる。⁽²²⁾寛政（一八世紀末頃）以降、最も一般的な裁許証文となる裁許請証文⁽²³⁾についていえば、裁許請証文は吟味を担当した下役人によりあらかじめ用意されていた。⁽²⁴⁾裁許請証文とは、読み聞かされた判決の内容に一定の文章を加えた文面に、判決に違背せぬ旨を記した当事者の証文であり、原本は担当奉行所に提出され、当事者はその写しを所持することになる。⁽²⁵⁾当事者および当事者の関係者は、この裁許請証文を通して判決の内容を知ることになる。

三 「相談書」、「申渡」、「裁許請証文」という判決にかかわる三文書が、同一事件について原文書の形を保ったまま全文揃って見つかることはこれまでほとんどなかった。『祠部職掌類聚 評定所公事伺無之裁許之部』の中にそれらを見つけることができたので、以下にそれを紹介する。

〔史料1〕

「寛政七卯年七月廿五日裁許

御相談書

（改頁）

訴訟方

机

浦

松平阿波守領分
淡路国津名郡

一 漁場出入

松平左兵衛佐領分
播磨国明石郡

相手方 前 浜

新 浜

右出入致吟味候処、机浦進退之漁場字ふかり江相手両浜之もの共、境を越入込釣漁いたし、難心得旨訴訟方申之、相手方にては、机浦にてふかりと申立候場所を字ふけのこと唱、両浜重之稼場所にて、都て漁場境ハ無之旨申争、（以下、長文につき中略）……新規之網量相止候様いたし度段申争候得共、相手両浜之もの共儀、諸御用之浦役船他領迄相勤候迎、何方之沖江も入込候由ハ自己極にて難取用、既近浦同領林村にては漁業渡世二いたし、浦役相勤候得共、宝暦年中二見村と出入之節、西手は、加古、明石両郡境より淡州江井浦見通し、南之方ハ、淡州松尾之鼻と撰州一之谷山裾と喰合を目当二いたし、夫より真直二西江見通し、南手は、淡州路、北手は、明石領分と心得、右構一円林村漁場之旨、大坂町奉行所江申立候段、其節之裁許証文札之上、無相違、其後東二見村より申立候筋有之、猶又札之上、鹿之瀬南縁より沖手は入会之積り、安永年中裁許有之候得共、いつれニも林村にては、沖手ニ境有之趣之申立にて、其上元禄年中岩屋浦と為取替候証文ニも、両浜進退之漁場と兼て極り候所も有之趣之文面も相見、殊ニ机浦ニは沖手持場境有之段、場所二引合候書面も有之上は、旁海上漁場境無之、勝手ニ入込度由之両浜申分無立、訴訟方ニも、松尾出より西之方之見通し申立通にては、瀬戸之方喰合之見通し筋ニ振候上ハ、小豆嶋北手を見通し境之由は難取用旨吟味詰候処、双方とも可申立様無之由申之候、

本文大坂町奉行所安永年中之裁許ニ、鹿之瀬南縁より南は、東二見村も入会可申旨有之……今般之出入、先

裁許ニは不拘段相分候故、最早右両村ハ呼出不申候、

右出入吟味いたし候趣、書面之通ニ御座候、机浦〔B〕より冲手江乗出し、東之方、淡州松尾鼻と撰州一之谷山裾之左右ニ相見喰合を目当ニ、瀬戸中央を見通し、西は、讃州小豆嶋と裾山之間を見通し、右東西之見渡しを冲手之境ニ極、東之方ハ、暮浦大石より明石古波戸を見通し、西之方ハ、斗之内浦境西川より播州曾根を見通し、右境之内を机浦持場と心得、互ニ境を越漁業ニハ立入間敷、旦両浜と讃州岩屋浦とは元禄年中為取替証文も有之儀故、机浦持場外之義ハ、右見通し境を越両浜より立入候とも、机浦ニて不差障、尤、右は国境ニは無之、全魚漁稼場之境ニ付、其旨双方共心得違不致、船役等ハ仕来之通双方とも可相勤旨、裁許可致候哉、及御相談候、

卯七月〔26〕

〔史料2〕

申渡

訴訟方

記兵衛

五人組

次右衛門

在兵衛

清兵衛

松平阿波守領分

淡州津名郡机浦庄屋

漁師惣代

一 漁場出入

平左衛門
松平左兵衛佐領分
播州明石郡
前浜
庄屋
相手方 弥次右衛門
組頭

長兵衛

新浜
庄屋

勘兵衛

組頭

久兵衛

同

長左衛門

其方共出入逐吟味処、海上漁場境無之、勝手二入込度由之相手方申分、難相立、依之、机浦より沖手江乗出し、東之方、淡州松尾鼻と播州一之谷山裾と左右二相見へ、喰合を目当ニ瀬戸中央を見通し、西ハ、讃州小豆嶋と鋸山之間を見通し、右東西之見渡しを沖手之境ニ極、東之方ハ、暮浦大石より明石古波戸を見通し、西之方ハ、斗之内浦境西川より播州曾根を見通し、右境之内を机浦持場と心得、互ニ境を越漁業ニハ立入ぬやう致すべし、且両浜と淡州岩屋浦とハ、元禄年中為取替ル証文も有之儀故、机浦持場外之儀ハ、右見通し境を越両浜より立入ルとも、机浦不差障、尤、右は国境ニは無之、全魚漁稼場之境ニ付、其旨双方共心得違不致、船役等ハ仕来之通、双方とも相勤候様いたすへし、

右申渡趣、一同証文申付ル、

松平阿波守家来

林弥三郎

右之通申渡間、得其意、銘々主人江可申聞、

卯七月⁽²⁷⁾」

〔史料3〕

「差上申一札之事

私共出入御吟味之处、海面、町数等就難御決、為地改御代官蓑笠之助様、布施孫三郎様両御手代中被差遣、被遂御糺明候处、相手両浜之もの共儀、諸御用之浦役船御他領迄相勤候逆、何方之沖江も入込候由ハ、自己之極ニて、難御取用、既近浦同領林村ニても、漁業渡世ニいたし、浦役船相勤候得共、宝曆年中東二見村と出入之節、西手は、加古、明石両郡堺より淡州江井浦見通し、南之方ハ、淡州松尾之鼻と播州一之谷山裾と喰合を目当ニいたし、夫より真直ニ西江見通し、南手ハ淡州路、北手は明石領分と心得、右構内は一円林村漁場之旨、大坂町奉行所江申立候段、其節之御裁許証文御糺之上、無相違、其後、東二見村より申立候筋有之、尚又御糺之上、鹿之瀬南縁より沖手は入会之積り、安永年中御裁許有之候得共、いつれニも林村ニてハ、沖手ニ境有之趣之申立ニて、其上元禄年中岩屋浦と為取替ル証文ニも、両浜進退之漁場と兼て極り候所も有之趣之文面も相見、殊ニ机浦ニは沖手持場境有之段、場所ニ引合候書面も有之候上ハ、旁海上漁場境無之、勝手入込度由之両浜申分難立、訴訟方ニても松尾出より西之方之見通し申立通りニてハ、瀬戸之方喰合之見通し筋ニ振候上ハ、小豆嶋北手を見通し境之由ハ難御取用候、依之、被仰渡候者、机浦より沖手江乗出し、東之方、淡州松尾鼻と播州

一之谷山裾と左右二相見、喰合を目当二町戸中央を見通し、西は讃州小豆嶋と鋸山之間を見通し、右東西之見渡しを沖手之境二極、東之方ハ、暮浦大石より明石古波戸を見通し、西之方ハ、斗之内浦境西川より播州美根を見通し、右境之内を机浦持場と心得、互二境を越漁業ニは立入間敷、且両浜と淡州岩屋敷とハ、元禄年中為取替証文も有之儀故、机浦持場外之儀は、右見通し境を越、両浜より立入候とも、机浦ニて不差障、尤、右は国境ニは無之、全魚漁稼場之境ニ付、其旨双方とも心得違不致、船役等は仕来り之通、双方とも可相勤旨被仰渡之趣、一同承知奉畏候、若相背候ハ、重科可被仰付候、仍御請証文差上候、

寛政七卯年七月 日

訴訟方

松平阿波守領分
淡路国津名郡机浦
庄屋

五人組

記兵衛

漁師総代

次右衛門
在兵衛

清兵衛

松平左兵衛佐領分

平左衛門

播州明石郡
前浜
庄屋

組頭

弥次右衛門

長兵衛

新浜
庄屋

勘兵衛

御評定所⁽²⁸⁾

組頭 久兵衛
同 長左衛門

四 「史料1」は、寛政七年（一七九五）七月の松平阿波守領分（徳島藩）の者と松平左兵衛佐領分（明石藩）の者との間の魚漁稼場の境界をめぐる出入（漁場出入）についての「相談書」である。

それによれば、訴訟方机浦は、相手方（前浜・新浜）が漁場の境界を越えて漁をしていると主張し、相手方は、机浦の主張する漁場は両浜（前浜、新浜）の重要な稼場であり、漁場の境界はないと主張した。右の海面につき先年、播州東二見村と同国林村とが出入におよび、大坂町奉行所において宝暦、安永と二度裁許があった。しかし、境界の様子が分からなかったので、地改の役人を派遣して再び吟味することになった。そして、過去の経緯も含めて詳細に吟味した結果、相手方（前浜・新浜）の主張については次のように否定した。すなわち、浦役船で御用を勤めているからといって「漁のため」とこの沖にも入り込むというのは勝手極まりなく採用しがたい。過去の裁許証文、為取替証文、机浦の所持する境界を示す書面から見ても、海上の漁場には境界はなく自由に入り込みたいとの相手方の主張は成り立たない、と。そして、訴訟方（机浦）の主張についても、境界の線引きの仕方は採用できないと否定した。そして、担当奉行は境界の線引きについての自己の判断を示し、評定所一座に「相談」に及んだ。以上が「史料1」の「相談書」の内容である。

「史料2」の「申渡」（その中心部分は「史料2」の傍線（C）の部分）は、この「相談書」の結論部分（「史料1」の傍線（B）の部分）と——若干の文言上の差はあるが——同文であり、「相談書」をもとにして作られていたことが分かる。

このことは、「相談書」が評定所一座により承認されていたことを意味する。判決書原案としての「相談書」は一座の承認により判決書としての「相談書」になったといえよう。しかし、それが現在の判決書のようにそのまま法廷で判決として言い渡されたわけではない。言い渡されたのは「相談書」の結論部分であった。この「申渡」は口頭で訴訟当事者に言い渡されたが、その「申渡」が文書として当事者に手渡されたわけではなかった。⁽²⁹⁾手渡されたのは、上述のように、裁許請証文（史料3）の写しであった。

〔史料3〕の裁許請証文（差上申一札之事）には、〔史料2〕の「申渡」と同様、「相談書」の結論部分（史料1）の傍線（E）の部分と同じ文章（史料3）の傍線（E）の部分）が記されている。しかし、「申渡」と異なる点は、その結論部分を導き出すための理由が記されていた（史料3）の傍線（D）の部分）ことである。⁽³⁰⁾しかも、この部分は「相談書」の理由の部分（史料1）の傍線（A）の部分）とほぼ同文である。つまり裁許請証文は、「相談書」の結論部分と理由の部分を用いて作り上げられたものであった。それゆえ裁許請証文には主文と判決理由が記されていたと言える。

中田薫氏によれば、裁許請証文（裁許請書）は「判決理由」と「主文」とより成るところの判決書であり、裁許申渡し（「申渡」）はその摘要であった。⁽³¹⁾これに対し石井良助氏は、「奉行は法廷において、訴答双方に判決を言渡す。判決は言渡によって効力を生じるのであって、判決書を訴訟人あるいは相手方に引渡すことはない」と述べ、法廷で言い渡された判決（申渡）——より正確には、言い渡された判決を文書化したもの——を判決書と理解されているように思われる。そして、この口頭で言い渡された判決に対し、別途、当事者より提出される文書を裁許請証文（裁許請状）と考えていることは、氏が、「判決が口頭で申渡され、之に対する請状を両当事者より提出した」と述べ

ていることから理解される。氏は、法廷において口頭で言い渡された判決すなわち「申渡」（裁許申渡）を判決書と理解されているものと見てよいであろう。⁽³⁴⁾ 神保文夫氏は、「出入筋の判決のことを『裁許』といい、『裁許状』という判決書を白洲で奉行が読み上げます」と述べ、奉行が法廷で読み上げる文書を判決書とされる。この点では石井氏の見解と基本的には同じといえる。

私は先に担当奉行の「相談書」を判決書原案であると述べた。なぜなら、そこには訴訟事件についての当事者の主張や証拠の吟味にもとづいた奉行の判断の理由と結論が書かれていたからである。この判決に関する「相談書」が評定所一座に承認されて判決書となったことも既述した。これに対し中田薫氏は、判決理由と主文が記された裁許請証文を判決書と呼び、石井良助、神保文夫両氏は、奉行が法廷で言渡す——あるいは読み上げる——文書（「申渡」、「裁許状」）を判決書と呼んだ。これら「相談書」、「申渡」（裁許状）、「裁許請証文」のなかでどれが真の判決書かを論じることはあまり意味のあることとは思えず、大事なことは、むしろ裁判のプロセスにおいてこれらの文書がそれぞれにどのような意味を持ち、どのような役割を果たしていたのかを明らかにすることであろう。

「相談書」は、実際の吟味に携わらない評定所一座に対し、事件に関する確な情報と担当奉行の判断を事前に提示することにより、判決についての一座の判断を促進する役割を果たした。「申渡」は、一座により承認された「相談書」の結論部分を当事者に対し法廷で、一座全員が列座して申渡すことにより、当事者に裁判所（評定所）の見解を威厳をもって知らしめるとともに、判決の申渡しを簡潔に終え法廷を終了させる役割を果たした。⁽³⁵⁾ では、「裁許請証文」についてはどうか。裁判は当事者を納得させる必要があるのみならず、当事者が団体、共同体の代表である場合は、当事者の背後に居る団体、共同体の構成員をも納得させる必要があった。そのためには裁判所が法

延で申渡した結論部分だけではとうてい十分とはいえず、その理由を示す必要があった。それが「裁許請証文」で⁽³⁷⁾あり、その作成に「相談書」の結論部分と理由の部分が活用された。「裁許請証文」には当事者たちの判決遵守文言も記されており、奉行所にとつても意味のあるものであった。

こうしてみると「相談書」は、「申渡」(裁許申渡)や「裁許請証文」のベースになるものであり、その意味でも裁判において「相談書」は重要な役割を果たしていたのである。

第二項 「相談」と判決申渡し

一 判決書原案である「相談書」は評定所内座⁽³⁸⁾において読み上げられ、評定所一座の評議に付された。『評定番書留』二、文政七年十二月二日条に次のようにある。

〔史料4〕

「十二月二日 式日

訴訟 式

公事 壺

内 座

一 相州片瀬村庄之助、相手同国阿久和村左右衛門外百拾六人、貸金并穀物前金出入裁許并御仕置当り相談書読之、評議有之、

一 曾我豊後守相伺候下総国海上郡村々と認候御箱訴状一件御仕置評議有之候、

一筒井伊賀守、金森甚四郎相伺候小普請本目安次郎養祖父にて出奔いたし候本目盛兵衛一件御仕置再評議有之候、
一武州谷口村重左衛門、相手同国大瀬村善八外四人、馬代金出入相談書読之、評議有之候、
一寄場人足浅草無宿平藏事入墨坊主市五郎御仕置当り之儀、相談書読之評議之事、
一長井五右衛門相伺候亀崎町新兵衛店次兵衛盗いたし疵付候一件御仕置評議有之候、
右之外、相替儀無御座、九半時過相済申候、以上、

十二月三日

評定番

新見伊賀守「」

〔史料4〕から、「貸金并穀物前金出入并御仕置当り」についての「相談書」、「馬代金出入」についての「相談書」、「入墨坊主市五郎御仕置当り之儀」についての「相談書」が評定所内座で読み上げられ、評議がなされていたことが分かる。このほかにも、上記『評定番書留』によれば、「売掛并貸金出入相談書」（文政七年十二月一日条）、「不法申懸候出入相談書」（同年十二月三日条）、「差日不参いたし候一件御咎之儀二付相談書」（文政九年三月二五日条）、「馴合を以証文押取候出入相談書」（文政十一年七月二日条）、「夫食麦代金出入相談書」（同上）等、多種多様な「相談書」が評定所内座で読み上げられ、評議されていた。

ここで述べられている「評議」は、「相談」と実質的には変わらないようにも思われる。『祠部職掌類聚 評定所公事伺無之裁許之部』⁽⁴⁰⁾に収録されている「相談書」の欄外書込みの中に、「相談書」が評定所一座により承認されて裁許を申渡したという同じことを表現するのに、「相談のち裁許」という表現と「評議のち裁許」という表現の二種類の表現が使われているからである。たとえば、寛政二年（二七九〇）「離壇出入」についての、「相談書」の欄外には、「一座評議済、即日裁許」と註記があり、同年「内済違変出入」についての「相談書」の欄外に

も、「一座評議済、即日裁許」と註記がある。⁽⁴²⁾これに対し、同年の「仕来相破候出入」についての「相談書」の欄外註記には、「於評定所一座相談之上裁許いたす」とあり、寛政八年「秩場出入」についての、「相談書」の欄外註記にも、「於評定所一座及相談、即日裁許」とある。⁽⁴⁴⁾ここから、裁許後に「相談書」に欄外註記を行った下役人の頭の中では、一座の「相談」と「評議」がそれほど厳密に区別されてはいなかったのかも知れない。

二 判決書原案である「相談書」について、評定所における一座の「相談」(評議)により合意が得られると、判決の申渡しが行われることになる。上記した『祠部職掌類聚 評定所公事伺無之裁許之部』(二冊)には、評定所一座が「相談書」や請証文等で「相談」(評議)し、老中に何うことなく判決を申渡した事例が収録されている。そこに見られる「相談書」には欄外に、評定所における「相談」日または「相談」月、判決申渡し日が書き込まれている。判決申渡し後に評定所留役が書き込んだものと思われる。これを一覧表にしたのが表(一)である。

表(一)の限られた事例からではあるが、次のようなことが言えそうである。

(一) 表(一) 11番「内済異変出入」、同12番「離壇出入」という異なる事件についての「相談書」の冒頭欄外に、それぞれ、「寛政二庚戌年九月四日一座評議済、即日裁許」と同じ註記があり、末尾の欄外にもそれぞれ、「右裁許寛政二年庚戌年九月四日申渡」との同一記載がある。異なる二つの事件の「相談書」が同じ日に評定所で「相談」(評議)がなされ、二件とも即日判決申渡しがなされている。二つの異なる事件の判決書原案(相談書)が同じ日に審議され、合意され、判決申渡しがなされたのである。「相談」日と判決申渡し日が同一であった事例がいくつも見られた(表(一) 3、5、10、11、12、19、20、22、23番)ことも考えあわせると、評定所における「相談」と判決申渡しはかなり迅速に行われていたという印象を受ける。〔史料4〕によれば、評定所内座では一日に三件の「相談書」

表（一）評定所公事の相談日と判決申渡し日

	事件名	相談日	判決申渡し日
1	狼籍出入	天明5. 9. 11	天明5. 9. 13
2	立木伐採出入	不明	同 6. 4. 2
3	助合人馬出入	同 6. 7. 11	同 6. 7. 11
4	年貢出入	同 6. 11. 25	同 6. 12. 2
5	入会出入	同 7. 6. 2	同 7. 6. 2
6	堤上出入	不明	同 7. 8. 13
7	住職差障出入	同 7. 9	同 7. 10. 2
8	用水出入	不明	同 8. 11. 27
9	悪水出入	寛政1. 6.	寛政1. 6. 25
10	仕来破候出入	同 2. 5. 13	同 2. 5. 13
11	内済違変出入	同 2. 9. 4	同 2. 9. 4
12	離壇出入	同 2. 9. 4	同 2. 9. 4
13	入会山出入	同 4. 閏2.	同 4. 閏2. 25
14	悪水路洩浚出入	同 4. 9	同 4. 10. 2
15	地所出入	同 5. 2. 2	同 5. 7. 25
16	秣山出入	不明	同 5. 12. 25
17	住職出入	寛政6. 9.	同 6. 9. 13
18	堰普請出入	同 6. 11. 11	同 6. 11. 21
19	地所出入	同 6. 11. 25	同 6. 11. 25
20	新地出入	同 7. 2. 13	同 7. 2. 13
21	漁場出入	同 7. 7.	同 7. 7. 25
22	秣場出入	同 8. 2. 25	同 8. 2. 25
23	葬送出入	同 8. 11. 25	同 8. 11. 25

註1：出典は、1～11番は『近世法制史料集成』第四期、54／106－01、『祠部職掌類聚 評定所公事伺無之裁許之部』（4047）、12～22番は、同上、54／106－02『同上』（4048）。

について評議している。前記『評定番書留』二、文政七年十二月二三日条には、その日一日に評定所内座で行われた評議について書かれている。そこには、「手躍相催候上不法申懸候出入」についての「相読書」を読み評議、「道具紛失いたし候一件伺書」を読み評議、「盗みいたし候一件御仕置之儀」につき評議（二件）、「質取方不念之質屋御咎之儀」につき再評議、「不埒之取計いたし候一件御仕置之儀」につき評議、「入墨坊主市五郎御仕置当り」につき評議、「山境出入地改裁許之趣」につき評議、「不届之儀取計いたし候始末御仕置之儀」につき評議等、多種多様な評議をしたことが記されており、「相談書」についての評議を含めてこれだけの件数の評議がわずか一日の間に行われていたことが分かる。評定所一座の多事多忙さが如実に示されており、事件、訴訟の処理も迅速に行わなければならないことが事情も理解できるように思われる。

(二) 表(二) 1番は天明五年(一七八五)九月一日に「相談」し、同一三日に判決申渡しを行っている。「相談」のわずか二日後のことである。さらに上述したように、「相談」したその日に判決申渡しをした事例も少なからず見られた。このようなことが考えられるとすると、「相談」日が不明の事例、あるいは「相談」の月までは分かるが日は分からない事例のなかには、「相談」日にただちに判決申渡しが行われた事例、あるいは、判決申渡し日以前の比較的近い日に評定所一座で「相談」がなされ、数日後に判決申渡しがなされた事例もありそうである。

(三) 表(二)を全体として見ると、判決について「相談書」により評定所一座で「相談」してから、若干の例外を除いて、数日あるいは一カ月程度で判決申渡しが行われているように思われる。このことが江戸幕府の事件、訴訟処理において持つ意味については、第三節第二項で述べることにする。

三 上記のように、評定所公事について、評定所一座の「相談」が済んだその日のうちに判決申渡しが行われた

事例が少なからず見られる。しかも、当該事件について過去に評定所一座で何度か「相談」が行われた形跡はない。それ以外の大多数の事例についても、一座の「相談」が済んだ後にも前にも、別途「相談」が行われていた形跡が見られない。つまり評定所一座の「相談」は一度しか行われなかったのが一般的であったように見える。仮にそうであるとなると、評定所留役が内座で「相談書」を読み上げて行うわずか一度の「相談」（評議）で、一座の構成員である奉行たちは、判決についての見解を固めることができたのであろうかという素朴な疑問がわいてくる。単純な事件の場合はともかく、事件が複雑で「相談書」が極めて長文の場合もあり得る。一座の奉行たちは、その場で初めて「相談書」に接するのであると仮定すると、一度の「相談」で一座の合意が得られるというのは想像が容易ではない。第三節で述べるように、寺社奉行所での裁判では、「難事件」については、担当奉行が事前に「相談書」を回覧して事件の全体像と担当奉行の判断を判決書原案として示し、同役奉行たちの判決についての判断を容易ならしめるシステムが整えられていた。評定所公事についても「相談書」の回覧が「相談」の前になされていたのだろうか。そのことを示す史料は今のところ見つからない。今後の検討課題としたい。

四 既に述べたように、評定所公事において評定所一座は初回の審理に列座するが、その後の実際の吟味にはほとんど携わらなかった。実際の吟味を担当したのは評定所留役等の下役人であった。彼らが訴訟当事者の主張や証拠を吟味し、「相談書」を作成したものと思われる。「相談書」には、ときには複数の訴訟当事者の名前、肩書、住所、領主名が書かれていたり、いくつもの証文からの詳細な書き写しがあったり、各種のこまかな数字（金銭、石高等）が書かれていたり、事実関係について、事柄の経緯を含めて極めて詳細に書かれていたりする長文のものもあった。こうした「相談書」を、実際の吟味に携わらない担当奉行が書き得たとは思えない。「相談書」すなわち判決書

原案は評定所留役らが作成したと見るのが妥当なところであろう。こう考えると、判決書原案を作成するのは評定所留役等の下役人であるとする従来の見解は首肯できる。⁽⁴⁵⁾

ただ、平松義郎氏が町奉行所における吟味筋の裁判の判決書作成について述べているように、下役人は自己の見解を示しつつ、奉行の意見〔存寄〕、「思召」を聞き、異議がなければ判決書を作成したという点は、評定所公事についてのもてはまるのではなからうかと思われる。そう考えると奉行の果す役割も大きかったと見るべきであろう。

評定所留役が作成した「相談書」が評定所一座により承認され、「相談書」の結論部分（判決主文）が、〔史料2〕で示したように、法廷で判決として申渡され（「申渡」、「裁許申渡」）、「相談書」の結論部分と理由部分（判決理由）を記した文書が、〔史料3〕で示したように、判決申渡し後に裁許請証文（写）として訴訟当事者に渡された。かくして評定所公事の裁判は終了するのである。このように考えると、評定所公事の裁判において「相談書」の果す役割は極めて大きかったこと、そして、その作成に携わった評定所留役ら下役人の果した役割も大きかったといえよう。評定所公事の裁判は、「奉行の裁判」であると同時に「留役ら下役人による裁判」という色彩も濃かったように思われる。最高裁判所判事を七年半勤めた藤田宙靖氏は、最高裁判所の裁判における調査官の果す役割を高く評価して、⁽⁴⁷⁾「最高裁の裁判は裁判官と調査官の共同作業によるもの、というのが、最も正確であると思います」と述べている。評定所の裁判も、「奉行と留役ら下役人との共同作業によるもの」と言うのが最も正確であるように思われる。そしてそのことは、次節で述べる寺社奉行所の裁判についても言えるように思われる。

五 評定所公事には評定所一座の判断で判決を申渡すものと、老中に伺い、その指示にもとづき判決を申渡すものがあった。後者は、「吟味伺書」を評定所一座より老中に提出し、その指示を受けるものである。「吟味伺書」は

評定所一座名で提出されていたので、評定所一座の「相談」にもとづき老中に提出されたものと思われる。

このように考えると、評定所公事の裁判には、評定所一座による「相談」という、仲間の間での水平的な議論で判決が決定し申渡され、裁判が終了する場合と、仲間の間での水平的な議論に加えて、上級機関（老中）の裁可を仰ぎ、その指令（指示）にもとづき判決が決定し申渡されるという上下間の垂直的な議論により裁判が終了する場合、という二つの裁判類型があったといえよう。

第三節 奉行所の裁判と「相談書」

第一項 内寄合公事、手限吟味物と「相談書」

一 本節では奉行所の裁判において「相談書」が果たした役割について述べる。そのさい比較的史料の豊富な寺社奉行所の裁判に焦点を当てて論じることにする。

寺社奉行所の裁判で扱うものには「内寄合公事」と、「手限吟味物」（「手限公事」）があった。「内寄合公事」は訴状を受理した奉行が担当となり、他の同役奉行たちが陪席として加わる合議制裁判で扱うのに対し、「手限吟味物」は、訴状を受理した奉行が担当奉行として事件を審理する単独裁判で扱う。⁽⁴⁸⁾

二 寺社奉行所の「内寄合公事」、「手限吟味物」関連の史料に、『祠部職掌類聚 内寄合公事伺無之裁許之部』⁽⁴⁹⁾（二冊）、『祠部職掌類聚 手限吟味伺無之裁許之部』⁽⁵⁰⁾（二冊）がある。これらは寺社奉行が判決申渡しにさいし、上

級機関（老中）に伺わなかつた裁判に関する文書を収録したものである。その大部分は「相談書」である。一例を示すと次の通りである。

〔史料5〕

「『天明八戊申年十一月^{（朱）}□□^{（奥）}同役衆及相談』

^{（金）社奉行松平輝和}
松平右京亮

（改頁、次頁白紙）

武州一之宮
簀川明神神主
訴訟方 武笠主計

右社僧
文珠寺
恵 運

一文珠堂再建出入

右出入吟味いたし候処、簀川明神は……新規之取計いたし候段難心得旨申之、相手方にては、……右之通再建いたし度旨申之、文珠堂境内之立木伐採候儀は前々より見計、相届伐採候儀は不承候得共、為念相談之上、本寺吉祥寺へも相届、右普請用木ニ伐採候旨申之候二付、去ル巳年及出入候節之濟口証文ニも、文珠堂再建之儀は、社中一統随喜之上可取計旨、認有之候上は、主計其外江も得と申談候上、普請取掛り可申処、無其儀、一通りニ主計へ相届候迄にて、出入以前掛合候節、四間四面ニ建広ケ候ても不苦旨、主計申聞候由は、無証拠申争にて難取用、文珠堂は年来三間四面にて有来候上は、有形之通ニ再建いたし候は格別、間数相延度由之申分は難立、文珠堂境内之立木伐採候儀も、右境内 御朱印地ニ候上は、主計へ前々より相届伐採候

儀無之由之申分は難立旨吟味受、可申立様無之旨申之候、

右吟味いたし候趣、書面之通御座候、無証拠申争は難取用、文珠堂は年来三間四面にて有来候上は、今更間数相延度由之相手方申分難立候間、有形之通再建いたし候は格別、間数等相延新規之儀致間敷旨申渡、旦文珠寺恵運儀、境内之立木、主計へ相談之上伐採候由は、無証拠申争迄にて難取用、併右境内 御朱印地之内二候上は、前々より主計へ相届伐採候儀無之候由は難立候間、以来立木伐採之節は、相談之上可取計旨、可申渡候哉、及御相談候、

申十一月

『右落着天明八戊申年十一月廿七日、於自宅内寄合申渡』⁽⁴⁾

出席

上野執当代

吉 祥 院

萩原弥五兵衛手代

長尾周藏⁽⁵⁾』

〔史料5〕は、武州一之宮の簸川明神社地内にある文珠堂の修復のため、社僧である文珠寺の恵運が、従来の企模を拡充した修復を企図して、御朱印地である境内の立木を勝手に伐採したため、簸川明神社主の主計が恵運を相手どつて訴え出た出入りに関する「相談書」である。事件担当の寺社奉行松平右京亮（輝和）は、天明八年（一七八）十一月、内寄合においてこの「相談書」で同役奉行たちと「相談」したのである。

上記「内寄合公事」、「手限吟味物」に関する冊子に収録されている文書の大部分は、こうした担当奉行の「相談

書」であるが、「差上申一札之事」という裁許請証文、落着請証文も収録されている。これらの証文も「相談書」と同様に、「相談」のために用いられた。一例を示すと次の通りである。

寛政三辛朱 亥年正月十八日内寄合持出、同役衆及相談

(改頁、次頁空白)

一西久保葺手町文六、増上寺外境内薬師堂地中於楊弓場、賭銭取遣いたし候一件吟味

増上寺外境内一經院持葉師堂地中、楊弓場にて不正之儀いたし候一件、再応吟味之上左之通被仰渡候、

右被仰渡之儀承知奉畏候、且過料錢之儀は三日之内當御奉行所江可相納旨被仰渡、是又承知奉畏候、若相背候ハ、重科可被仰付候、仍御請証文差上申処、如件、

文
六

寛政三亥年正月十八日

増上寺外境内
切通
薬師別当
一經院

寺社

御奉行所

前書被仰渡之趣、拙僧儀も罷出、承知仕候、依之、奥書印形差上申候、以上、

『右裁許寛政三辛亥年正月十八日申渡

増上寺役者

法

月

出席
増上寺役者

法

月⁽⁵²⁾

〔史料6〕は、増上寺境内一経院持薬師堂の楊弓場にて賭銭を取る等の不正を働いた者の処罰に関する落着請証文を、寛政三年（一七九二）一月一八日、寺社奉行松平右京亮（輝和）が内寄合へ持出し、同役奉行たちに「相談」に及んだことを示している。

このように、寺社奉行の内寄合において、担当奉行の「相談書」あるいは請証文を用いて「相談」がなされていたとすると、「相談書」による「相談」と、請証文による「相談」とはどこが異なるのだろうか。当然このような疑問が湧いてこよう。この点については、下記の『同役一座申合』一、五六「公事出入其外御吟味物御取計之儀二付伺」⁽⁵³⁾（以下、「伺」と略称）が参考になる。

〔史料7〕

「公事出入其外御吟味物御取計之儀二付伺

（一）御内寄合公事は証文取調奉り之もの、御内寄合江罷出、右証文読之、御評議之上、難分義も御座候ハ、一件

袋持参付、口上書口上にて申上候様仕、御銘々様思召も御座候ハ、其節御席にて相直し、以相談極候ハ、当日御裁許又は其後之御内寄合にて御裁許之積之事、

但、右証文追て御廻し御留被置、御欠座之御方様江は、追て御廻之方可然候哉、

(三) 一御手限之もの、盜賊或は博奕等之御吟味物、是又証文にて前書同様、御内寄合にて御相談可有御座哉、

但、外御吟味物ニても入組不申、黄紙又は請証文にて趣意相分候品は、是又見計、証文にて御相談可有之哉、

(三) 一下り物又は御伺ニ可成品、御伺書取調候ハ、御内寄合江日間も無之候ハ、奉り之者御内寄合江罷出、読候上、御評議有之候方ニ可有御座候哉、

(四) 一入組候御手限もの、御裁許之取計にて難分は、是迄之通、御相談書仕立、御廻しニも相成、又は前文之通、御内寄合江被差出候方ニも可有御座候哉、

(五) 一濟口之分は是迄も御相談無之候間、願下ケも同様相心得可申哉、

右之趣、御勘弁も可有御座候哉、奉伺候、

戊八月

付札

書面之通、以来可被

取計候、

〔史料〕の「伺」は、天明八年（二七八）六月に寺社奉行に就任した板倉周防守（勝政）より、同年八月、他の

先輩寺社奉行三名に、公事出入、吟味物の取計らいについて伺った五カ条の伺書であり、他の三名より、「書面之通、以来可被取計候」と承認されている。

「伺」第一条は寺社奉行の内寄合公事に関するものである。そこには、内寄合公事では、証文（請証文等の裁許証文）を調べた者が内寄合に出席して証文を読み上げ、奉行たちが評議し、奉行の中で意見があるようであればその場で修正し、「相談」して決まれば、当日裁許か、または次回の内寄合で裁許の積り、とある。

「伺」第二条は、寺社奉行の手限吟味物に関する条文である。そこには、手限吟味物で盗賊あるいは博奕等の吟味ものは証文により内寄合で相談する。ただし、その他の吟味ものでも入り組んでいず、黄紙付札や請証文で趣旨が分かるものは証文により「相談」する、とある。

こうして見ると、内寄合公事、手限吟味物いずれにおいても、証文（裁許証文）でもって「相談」、評議することになっていたようである。これに対し第四条は手限吟味物、内寄合公事双方に関する条文であり、それによれば、入組んだ手限吟味物、裁許の取計らいが分かり難いもの（以下、「難事件」と略称）は、「相談書」を仕立てて回覧するか内寄合に差し出すことになっていた。後述の第二項表（二）に記された実際の裁判例を見ると、内寄合公事も手限吟味物も「相談書」により同役奉行たちと「相談」を行っていた事例が極めて多い。第二条但書および第四条から分かるように、「難事件」ではなく趣旨が分かりやすいものは証文で、「難事件」は「相談書」でそれぞれ「相談」、評議するというのが寺社奉行所における判決についての合議のあり方であったように思われる。そこで「相談書」の回覧が必要に応じて行われていたことは注目される。

このようにして、寺社奉行の内寄合公事、手限吟味物のうち、判決につき上級機関（老中）に伺わないものにつ

いては、内寄合において同役奉行たちとの「相談」、評議により判決が決定される。従来、単独裁判といわれてきた手限吟味物の裁判も、内寄合における同役奉行たちとの「相談」、評議により判決が決定されていたことは注目される。

三では、判決につき上級機関に伺う事案については、同役奉行たちとの「相談」、評議はなされなかったのだろうか。この点については『祠部職掌類聚 相談書 安永四未年從十二月至午七月』所収「御廟銅塀銅瓦紛失一件吟味伺書」に次のようにある。

〔史料8〕

「以手紙啓上仕候、然者、此間御相談申上候御廟銅塀銅瓦紛失一件伺書一冊、御仕置附書付一通、外二覚書一通、為御扣相廻申候、御順達被下候、以上、

十月十八日

（寺社奉行土屋能登守）
土屋能登守

牧 越中守様
（寺社奉行牧野貞亮）

太 備中守様
（同 太田資亮）

土 美濃守様
（同 土岐定経）

（改頁）

未十月十六日佐渡守へ直達、御仕置付一冊添
（老中坂倉勝清）

上野 御廟銅塀銅瓦紛失之義二付、御別当大慈院其外境内之もの共吟味伺書
（下）

土屋能登守

（改頁）

当七月廿七日申上候上野 常憲院様 御廟東之方銅塀棟瓦狀銅瓦紛失仕候義ニ付、御別当大慈院其外境内之もの共、夫々吟味仕候趣、左之通ニ御座候、

（中略）

右吟味仕候趣、書面之通御座候、御仕置之義、黄紙附札ヲ以奉伺候、

未十月

〔史料8〕によれば、安永四年（一七七五）十月一日、寺社奉行土尾能登守（篤直）は、老中板倉佐渡守（勝清）に、一冊の吟味伺書に御仕置付一冊を添えて提出した。その内容は、上野御廟の銅塀銅瓦が紛失した件につき、関係者の吟味とそれにもとづく処罰案を老中に上申し、指示を仰ぐものであった。この吟味伺書提出の二日後の十月一日、土屋能登守は同役奉行たちに手紙を出している。その内容は、老中に提出した吟味伺書一冊と御仕置附書付一通、それに覚書一通を、同役奉行たちに控えとして写しをとらせるため回覧した旨述べたものである。ここで注目すべきは、「此間御相談申上候……」とあることである。ここから、土屋能登守は、老中に提出した吟味伺書および御仕置附書付について、提出前に同役奉行たちに「相談」していたことが分かる。同役奉行たちに「相談」した承を得たうえで土屋能登守は、吟味伺書、御仕置附書付を老中に提出したのである。

この点については、『祠部職掌類聚 相談書 安永七戊年從正月至十一月』所収「旅商人口論之上扈人相果候一件」⁽⁵⁶⁾にも次のようにある。

〔史料9〕

「以手紙得貴意候、然ハ越国四日市村ニテ、旅商人口論之上壺人相果候一件吟味伺書、順達仕候、思召被仰聞可被下候、以上、

二月十九日

〔寺社奉行牧野惟成〕
牧野豊前守

〔寺社奉行阿部正盛〕
阿 備中守様 存寄無御座候

〔同 戸田忠庵〕
戸 因幡守様 存寄無御座候

〔同 太田賢寛〕
太 備後守様

〔同 土岐定経〕
土 美濃守様

〔史料9〕から、寺社奉行牧野豊前守（惟成）が老中に提出する予定の越後国の「旅商人口論之上壺人相果候一件」に関する吟味伺書を回覧して、同役奉行たちに意見を求めていることが知られる。『祠部職掌類聚 手限吟味伺之上裁許之部』⁽⁵⁷⁾（二冊）、『祠部職掌類聚 手限吟味伺之上御仕置申渡留』⁽⁵⁸⁾（二冊）に収録されている大量の吟味伺書、御仕置附書付は、いずれもこうした「相談」、評議により同役奉行たちの承認を得ていたものと見てよいであろう。〔史料7〕の第三条に、伺書は内寄合で読み上げて評議することから、そのことがうかがわれる。

ちなみに、〔史料9〕は、越後村上藩領主内藤紀伊守（信凭）より提出された刑事事件に関する上申書を、老中が担当奉行である寺社奉行牧野豊前守に下付（吟味下り）して吟味を命じた事件について、牧野豊前守が吟味の結果を吟味伺書としてまとめ上げ、同役奉行たちに回覧して意見を求めたものである。同役たちの同意が得られればこ

のまま老中に提出され、老中の承認（指示）を得て判決が決定することになる。他領他支配関連事件について領主から老中に奉行所吟味願が出された場合、老中は「吟味下り」により所定の奉行に吟味を命じた。⁽⁵⁹⁾平松義郎氏が、「他領他支配関連事件が領主からの奉行所吟味願によって幕府に移され」た場合は「掛奉行単独の裁判となる」といわれる場合の「単独の裁判」とは、上に述べたような同役奉行たちとの「相談」、評議を経て作り上げられたものであったといえよう。

四 こうして見ると、寺社奉行所の裁判においても、評定所公事の場合と同様、同役奉行たちによる「相談」、評議という、仲間の間での水平的な議論で判決が決定され申渡される場合と、仲間の間での水平的な議論に加えて、上級機関に伺いその指令（指示）を仰ぐという垂直的なやりとりを経て判決が決まり、裁判が終結する場合という二つの裁判の類型があったといえよう。

ただ、「仲間の間での水平的な議論」は、寛政三年（一七九二）にその取扱いが大きく変わることになる。『同役一座申合』二、五「手限物以来取計方之儀二付伺書」⁽⁶¹⁾に次のようにある。

〔史料10〕

「『⁽⁵⁸⁾亥六月廿二日越中守殿江直達、同廿八日承附候様直御達、承附いたし翌廿九日御同人江直再達』

手限物以来取計方之儀二付伺書

書面伺之通可仕旨被仰聞、承知仕候、

亥六月廿八日

寺社奉行

私共手限吟味物裁許并御仕置御咎とも何物は勿論、不伺物其外諸家より問合之挨拶書等、都て同役共相談之

上取計来候処、町奉行、御勘定奉行にてハ、手限之分、同役とも相談不致取計候二付、格別手廻しニも相成候趣に御座候、依之、私とも懸り手限り裁許、御仕置御咎、其外問合之挨拶等、御定江寄候もの、又ハ相当之例有之、致治定振候儀無之分は、以来不致相談、伺其外不同物も銘々取計候様相心得、格別入組候裁許物或ハ御仕置御咎之当り、其外都て不致決着分ハ、是迄之通相談いたし、銘々之了簡をも差加、取究候之様可仕候や、

右之通取究候ハ、格別手廻しニも可相成と奉存候、是迄之仕来り相改候儀二付、此度相窺申候、

亥六月」

〔史料10〕は、寛政三年（一七九一）六月二二日、寺社奉行が手限吟味物や諸大名よりの問合わせに対する返答書（挨拶書）等の取扱いについて、老中に提出した伺書である。

これによれば、寺社奉行は次のように老中に伺っている。「私どもは、手限吟味物の裁許ならびに御仕置御咎とも、伺うものは勿論、伺わぬものも、そのほか諸家よりの問合わせに対する応答等、すべて同役奉行たちに相談のうえ取計らつて来ましたが、町奉行、勘定奉行は、手限の分は相談せず取計らっており、格別に処理も早いです。そこで私どもの手限裁許、御仕置御咎、そのほか諸家よりの問合わせへの対応は、御定によるもの、または相当の例があり、取扱いも定まっています。寺社奉行が決定しても差障りのないものは、今後は相談せず、伺うものも伺わないものも、銘々が取計らうよう心得、格別入組んでいる裁許物あるいは御仕置御咎、そのほかすべて決着しない分は、これまで通り相談し、銘々の意見を加味して取り決めるようにすべきでしょうか。右の通り決めたなら、格別処理も早くなると思います。これまでの仕来りを改めることになりましたので、このたび伺い申し上げます」。

以上の寺社奉行よりの伺書に對し、同年六月二八日、老中松平定信より、伺の通りするようにと下知（指令）があり、翌二九日に寺社奉行は「承附」（承知した旨の返事）を老中に差出した。

以上が〔史料10〕の内容である。ここから、寺社奉行が、町奉行、勘定奉行は手限の分については同役奉行に「相談」せずに取り計らっているもので、寺社奉行でもそうしたいと老中に伺い、承認されていることが分かる。手限吟味物等の処理の迅速化のために同役奉行たちへの「相談」を省略することが認められたのである。これはとりまなおさず「相談書」の省略にはかならなかった。大きな変化といえよう。寛政期に行なわれた幕府の諸書類簡略化政策や文書管理改革などの公文書政策の展開のなかで、寺社奉行のこの伺いも認められたのではなからうかと思われる。ただ、入り組んだ事件や結着がむずかしい事件、すなわち「難事件」は従来通り「相談」する、とある。「難事件」や「内寄合公事」についての「相談書」の果す役割はこれまでと異ならなかったと思われる。寺社奉行の伺書の中に、「御定によるもの、または相当の例があり、取扱いも定まっております、寺社奉行が決定しても差障りのないものは、今後は相談せず……銘々が取計らうよう心得」とあるところから、「相談書」による「相談」は、奉行の単独決定により生じる差障り——幕府法秩序全体の中での不調和——を防止することが大きなねらいであったことが分かる。

第二項 「相談」と判決申渡し

一 前項で引用した『祠部職掌類聚 内寄合公事伺無之裁許之部』（二冊）および『祠部職掌類聚 手限吟味伺無之裁許之部』（二冊）には、上級機関（老中）に伺わずに、担当寺社奉行が同役奉行たちと内寄合において「相談」の

うえ判決を申渡した内寄合公事および手限吟味物の事例が収録されている。いま、それらを表にすると表(二)の如くである。

表(二)により次のようなことが言えそうである。

(一) 表(二) 2、4、12、23、24番は、いずれも「相談」がなされたその日に判決申渡し⁽⁶⁵⁾がなされている(「即日裁許」)。さらに、「即日裁許」ではないが、「相談」の翌日、翌々日に裁許を申渡した事例も見られる(19、22番)。このようなことが考えられるとすると、「相談」日が不明の事例、あるいは「相談」月は分かるが「相談」日までではない事例のなかには、「相談」日にただちに判決申渡しが行われた事例、あるいは判決申渡し日以前の比較的近い日に内寄合で「相談」がなされ、数日後に判決申渡し⁽⁶⁶⁾がなされた事例もありそうである。

(二) 「難事件」については「相談書」を回覧することも行われていたことは前項で述べた。⁽⁶⁵⁾ 6番「金子かたり懸一件」の「相談書」の欄外に、「天明四甲辰八月廿三日、同役衆江為相談相廻シ、何も存寄無之候旨返却」と添書があり、30番「公事合之儀取持候一件」の「相談書」の欄外に、「寛政八丙辰年三月中廻シ之上相済、同七月廿九日落着」と添書があることから、これらが「難事件」と見なされていたものと思われる。

(三) 上記(一)、(二)を前提にすると、寺社奉行所の裁判は、「難事件」など若干の例外を除けば、その大半は内寄合における相談日の当日あるいは相談日から数日以内、遅くとも一カ月以内に判決申渡しが行なわれていたのではないかと思われる。「評定所公事」の場合も、第二節で述べたように、状況はほぼ同じであった。

二 次項で見ると、「相談書」の回覧期間は全体的に見ると数日間であると思われる、上述した相談日から判決申渡しまでの期間を考慮したとしても、全体として奉行たちが判決をめぐる審議し決定し判決申渡しを行うまでの

表（二）内寄合公事・手限吟味物の相談日と判決申渡し日

	事件名	相談日	判決申渡し日
1	職分妨出入	不明	寛政4. 8. 27
2	地代金出入	寛政4. 11. 18	同 4. 11. 18
3	対談破候出入	不明	同 6. 8. 10
4	内済異変出入	寛政7. 6. 18	同 7. 6. 18
5	猥りに葬式取計候出入	同 8. 2	同 8. 2. 18
6	金子かたり懸一件	天明4. 8. 23廻シ	天明4. 10. 27
7	離壇願一件	同 6. 5. 12	同 6. 5. 21
8	身分之儀ニ付品々申立駈込訴いたし候一件	同 7. 7	同 7. 7. 11
9	修験跡役之儀訴出候一件	同 7. 9. 27 (ママ)	同 7. 9. 18
10	地頭非分之由申立駈込訴状差出候一件	同 8. 4. 9	同 8. 4. 23
11	御赦ニ成候もの帰住難渋出入	同 8. 1. 17	
		同 8. 4. 再相談	同 8. 4. 27
12	離壇出入	同 8. 6. 2	同 8. 6. 2
13	紛敷興業致候一件	同 8. 10. 28 (ママ)	同 8. 10. 27
14	文珠堂再建出入	同 8. 11	同 8. 11. 27
15	御霊屋料金貸附金納方一件	寛政1. 4. 14	寛政1. 5. 4
16	同上ニ付吟味有之一件	同 1. 5. 8	同 1. 5. 24
17	旅宿江内拝之張札いたし置候一件	不明	同 1. 6. 18
18	富くじ興業一件	寛政1. 11. 26	同 1. 12. 7
19	家主外式人取斗方之儀ニ付品々申立候一件	同 2. 12. 22	同 2. 12. 23
20	盗品質置候一件	同 2. 4. 4 (ママ)	同 2. 4. 2
21	後住相談之儀ニ付及理不尽候旨申立駈込訴いたし候一件	同 2. 5	同 2. 6. 2
22	地所之儀ニ付一件	同 2. 11. 18	同 2. 11. 20
23	紛失物之儀ニ付一件	同 2. 12. 7	同 2. 12. 7
24	楊弓場賭銭取遣いたし候一件	同 3. 1. 18	同 3. 1. 18
25	屋敷地改之儀一件	同 3. 1. 27	同 3. 2. 13

	事件名	相談日	判決申渡し日
26	甲州慈雲寺、美和明神主外四人儀を申立候一件	同 3. 10. 27	同 3. 11. 6
27	社領之儀ニ付申立候一件	不明	同 4. 7. 9
28	触頭取計方之儀ニ付品々申立候一件	寛政4. 11	同 4. 12. 27
29	町方江出開帳ニ紛敷取計いたし候一件	不明	同 6. 10. 6
30	公事合之儀取持候一件	寛政8. 3 廻シ	同 8. 7. 29
31	駈込訴訟一件	不明	同 8. 6. 24
32	女犯僧一件	不明	同 8. 8. 19
33	身分之儀一件	不明	同 8. 12. 22

註1 出典は、1～5番は『近世法制史料集成』第二期、54／107-01、『祠部職掌類聚 内寄合公事伺無之裁許之部』(4049)、6～25番は、同上55／109-01、『祠部職掌類聚 手限吟味伺無之裁許之部』(4052)、26～32番は、同上、55／109-02、『同上』(4053)である。

註2 判決申渡し日が相談日より前になっているという、ありえない記述例が若干見られる。これらは下役人の誤写によるものであろう。

註3 判決申渡し後ただちに請証文の提出を命じられていることを踏まえて、判決申渡し日が明記されていないものについては、請証文の日付を判決申渡し日として採用した。

註4 6、30番の「廻シ」とは相談書の回覧の意である。

期間は、それほど長いとはいえない。もしそうであるとすると、幕府がくり返し注意を促した訴訟遅延の問題は、奉行たちの判決をめぐる審議（相談、評議）から判決申渡しまでの期間の長さというよりは、それ以前の下役人による事件の吟味にかかる時間の長さの問題であつたということが言えそうである。「評定所公事」や「内寄合公事」「手限吟味物」の吟味を実際に担ったのは、評定所留役や寺社奉行吟味物調役、与力等の下役人である。限られた人数の役人で大量の事件の吟味を担当し、多数の人的証拠、物的証拠を調べようとすると、おのずと一定の時間が必要とされよう。

しかし、事件の当事者、関係者にとっては訴訟遅延による江戸滞在あるいは長期在牢は大きな苦痛であり、そのことがさまざまな弊害を生み出した。⁽⁶⁷⁾ 訴訟遅延が減少したとされた時期もあつたが、基本的には訴訟遅延の問題は幕末まで解消されることはなかった。⁽⁶⁸⁾ 訴訟遅延の問題が、上述のように、奉行による審理の遅延の問題ではなく、下役人による吟味の遅延の問題であるとすると、その背景要因については改めて検討する必要があるように思われる。⁽⁶⁹⁾

註

(1) ここで言う同役の奉行とは、寺社奉行の場合は同じ寺社奉行（四名）、町奉行の場合は南北の町奉行（二名）、勘定奉行の場合は公事方勘定奉行（二名）を意味し、それ以外の全国各地の奉行は含まない。なぜなら、彼らは江戸の三奉行に対し「相談書」を発する地位にはなかつたからである。

(2) 中田薫「古法雑観」（『法制史研究』一、一九五一年、四〇頁。本論文はのちに、中田『法制史論集』第四卷、岩波書店、一九七一年、に収録される（六〇頁）、中田『法制史論集』第二卷、岩波書店、一九七〇年、六〇二頁。

(3) 小早川欣吾『増補近世民事訴訟制度の研究』名著出版会、一九八八年、五九五、五九六、五九八、五九九頁。

- (4) 平松義郎『近世法』（朝尾直弘ほか編『岩波講座日本歴史』11、近世3、岩波書店、一九七六年、三四一頁）。本論文はのちに、平松『江戸の罪と罰』平凡社、一九八八年、に収録される（二二頁）。
- (5) 平松義郎『近世刑事訴訟法の研究』創文社、一九六〇年、八四二頁註（4）。
- (6) 平松義郎『裁許留解題』（平松義郎監修・京都大学日本法史研究会編『近世法制史料集』第一巻、創文社、一九七三年、二六、二七頁）。
- (7) 石井良助『続近世民事訴訟法史』創文社、一九八五年、三三八頁。
- (8) 石井良助『新編江戸時代漫筆』上、朝日新聞社、一九七九年、一二頁。
- (9) 藤井讓治『江戸時代の官僚制』青木書店、一九九九年、一九九頁。
- (10) 杉本史子『近世政治空間論 裁き・公・日本』東京大学出版会、二〇一八年、一一五、一三九、一四四頁。
- (11) 神保文夫『近世法実務の研究』下、汲古書院、二〇二二年、三八～四〇頁。なお、神保氏は武家懸貸金出入に関する町奉行の「相談書」の年月を明らかにされた（神保『同上書』上、汲古書院、二〇二二年、四六八頁）。
- (12) 坂本忠久『近世の行政法規の特色とその機能に関する一試論——『張紙留』を素材として——』（『法学』第八十八巻第四号、二〇二五年、二二二～二四頁）。
- (13) たとえば、中田薫氏は近世の債務保証の考察にさいし、文政二年（一八一九）の「相談書」を用いている（中田『法制史論集』第三巻上、岩波書店、一九七一年、一五二、一五三頁）。また、質入に関する考察にさいし、天明元年（一七八一）、弘化元年（一八四四）の「相談書」を用いている（中田・註（2）『法制史論集』第二巻、五三六、五三七頁）。金田平一郎氏は評定所への出訴手続に関する考察にさいし、安永（一七七二～一七八〇）前後の「相談書」を用いている（金田『徳川時代の特別民事訴訟法（一）——金公事の研究——』（『国家学会雑誌』第四二巻第十一号、一九二八年、一七八頁）。また、度掛公事に関する考察にさいし、嘉永（一八四八～一八五三）年間の「相談書」を用いており、債務の引受けに関する考察にさいし、安永年間の「相談書」を用いている（金田『徳川時代に於ける債権及び債務の移転』（『法政研究』第一巻第一号、一九三二年、一九頁註（22）、六二、六三頁）。J・H・ウィグモア氏は、日本における判例法の発達に関する考察にさいし、

- 文政十一年（一八二八）の「相談書」を用いている（A Panorama of the World Legal System II, Saint Paul West Publishing Company, 1928, pp. 517-520）。また、高柳真三氏は、欠落人の債務の取扱いに関する考察にさいし、文政十一年（一八二八）の「相談書」を、さらに追放ものの御構場所に関する考察にさいしては天保十五年（一八四四）の「相談書」を、それぞれ用いている（高柳『江戸時代の罪と刑罰抄説』有斐閣、一九八八年、一一四、一九一、一九二頁）。石井良助氏は、座頭共貸金証文の取扱いに関する考察にさいし、寛政五年（一七九三）の「相談書」を用いている（石井『近世取引法史』創文社、一九八二年、三八〇、三八一頁）。裁判和氏は、家賃金弁済期限の規定に関する考察にさいし、嘉永二年（一八四九）の「相談書」を用いている（数『公事方御定書下巻』の改廃について（二）（『法学』第四三巻第三号、一九七九年、一一二-一一四頁）。神保文夫氏は、諸借金出入の弁済期限改革の提案に関する考察にさいし、天保十四年（一八四三）の「相談書」を用いている（神保・註（11）『近世法実務の研究』上、三八六、三八七頁。坂本忠久氏は、農民に対する過料の取立て方に関する考察にさいし、享和二年（一八〇二）の「相談書」を用い、さらに質地出入の取扱いに関する考察にさいしては、安永一〇年（天明元年、一七八一）、弘化二年（一八四五）の「相談書」を、それぞれ用いている（坂本・註（12）『近世の行政法規の特色とその機能に関する一試論——「張紙留」を素材として——』二二二、二二三、二四七-二五二頁）。
- (14) 大平祐一「江戸幕府の裁判制度と「相談書」——『裁判官による法創造』——」（『立命館法学』第四一三号、二〇二四年）。
- (15) 以上、平松・註（5）『近世刑事訴訟法の研究』四三一、四三二頁。
- (16) この点については、大平祐一『近世日本の訴訟と法』創文社、二〇一三年、一四頁を参照。
- (17) 平松・註（5）『近世刑事訴訟法の研究』四三一頁。
- (18) 石井良助『近世民事訴訟法史』創文社、一九八四年、二四六頁。なお、平松・註（5）『近世刑事訴訟法の研究』四四四頁、神保・註（11）『近世法実務の研究』下、六六〇、六六一頁をも参照。
- (19) 平松・註（5）『近世刑事訴訟法の研究』四四〇頁。
- (20) 平松『同上書』四四八頁。
- (21) 石井・註（18）『近世民事訴訟法史』一六一頁。

- (22) 中田薫『法制史論集』第三卷下、岩波書店、一九七一年、九〇一頁。
- (23) 杉本・註(10)『近世政治空間論 裁き・公・「日本」』一四八、一四九頁。
- (24) 寛政八年三月「日光山御門主家来公事合之儀取持候一件」についての寺社奉行松平右京亮(輝和)の「相談書」に、「別紙請証文案を以、及御相談候」とあり(吉田徳夫・小椋孝士編『近世法制史資料集成』(以下、『資料集成』と略称)科学書院、第四期、55/109-102『資料集成』目録に記された史料番号)、『祠部職掌類聚 手限吟味伺無之裁許之部』(四〇五三)(DVDのファイル番号)三三頁、下役人が準備した請証文案が「相談」の場で用いられていたことが分かる。なお、『史料3』の裁許請証文(差上申一札之事)の日付は寛政七年七月と、月までしか記されていないが、『史料1』の冒頭に記されているように、本件は七月二五日に裁許がなされているので、『史料3』の裁許請証文は、裁許前に下役人が用意したものであると思われる、その段階でまだ「案」であったため日付けが入っていないのであろう。
- (25) 石井・註(18)『近世民事訴訟法史』一六一頁。
- (26) 『資料集成』第四期、54/106-102(四〇四八)六七〜七三頁。なお、以下では合字体の「𠂔」は「より」に、助詞の「而」、「盤」、「与」、「者」、「茂」はそれぞれ「て」、「は」、「と」、「は」、「も」と記した。平出は二字空けた。
- (27) 同上、七四、七五頁。
- (28) 同上、七六〜七八頁。
- (29) このことは『史料2』と『史料3』を見れば一目瞭然である。
- (30) もっとも、『史料2』の「申渡」の冒頭にも、ほんのわずかではあるが理由らしき文言が示されている。中田薫氏が示された裁許申渡にも、冒頭にわずかではあるが理由らしきものが書かれている(中田・註(22)『法制史論集』第三卷下、九〇一頁参照)。
- (31) 中田・同上、九〇二頁。
- (32) 石井・註(18)『近世民事訴訟法史』一六一頁。なお、石井・註(7)『続近世民事訴訟法史』二二三頁をも参照。
- (33) 石井・註(18)『近世民事訴訟法史』一六一頁。

(34) 石井氏は、「この言渡(判決のこと)——大平註」を訴訟当事者は文書に作る。これを『裁許請証文』という(同上)とも述べており、法廷において言い渡された判決を文書化したものを裁許請証文と考えているようにもとれる表現をしているが、裁許請証文は、氏も言われるように「請状」であり、口頭で申渡される判決とは別物であった。このことは氏が示された判決と請状(裁許請証文)の事例(石井・註18)『近世民事訴訟法史』一六一、一六二頁)からも明らかである。

(35) 神保・註11)『近世法実務の研究』下、六六二頁。

(36) 「相談書」には長文のものが多かったこと、奉行たちは行政官でもあり多忙を極めていたことを考えると、「簡潔」のことも意味は大きかったように思われる。

(37) 「申渡」と「裁許請証文」の違いをこのように説明できるとはいえない場合もなかにはありそうである。『裁許留』に収録されている数多くの「評定所留」の一例からそのことをうかがうことができる。「評定所留」とは、杉本史子氏によれば、「裁判経過説明をまとめたものであり、公事銘、訴訟方・相手方の支配関係・住所・氏名・裁判経過」そして、地改がある場合は地改担当者が記されたものであり(杉本・註10)『近世政治空間論 裁き・公・日本』一〇五頁)、そこには法廷で申渡された判決の内容が記されている。それが奉行の「申渡」と全く同文かどうかは断定しえないが、判決としての基本的内容は変わらないと思われる。『裁許留』一三八号には、貸銀并売掛出入に関する「評定所留」および「裁許請証文」が収録されている(四五六〜四五九頁)。両者を比較して見ると、「評定所留」に記された判決内容が「裁許請証文」の文面とほとんど変わらないことが分かる(ただし、前者には冒頭部分に債務総額、返済額、未払額の記載があり、後者には末尾に請文言の記載がある)。こうして見ると、法廷で言い渡される奉行の「申渡」と、その後提出する「裁許請証文」との異同については、事件の性格等——たとえば複雑な背景事情のない単純な借金銀、売掛金等の出入か、それとも山林、水利、漁場等の利用をめぐる複雑な背景事情のある出入かどうかという点等——、他の要素も考慮して検討する必要があるのかも知れない。

(38) 内座とは、評定所において「三奉行が出席して評議、相談などを行う場所である」(石井・註18)『近世民事訴訟法史』一三七、一三八頁。

(39) 東北大学附属図書館狩野文庫所蔵。なお、『評定番書留』については、本間修平「江戸幕府目付の評定番について」(『立

命館法学』第三三三・三三四号、二〇一一年）をも参照。

(40) 『資料集成』第四期、54／106－01、(四〇四七)、54／106－02、(四〇四八)。

(41) 同上、54／106－01、(四〇四七) 九〇頁。

(42) 同上、八四頁。

(43) 同上、八〇頁。

(44) 『資料集成』第四期、54／106－02、(四〇四八) 八一頁。

(45) 石井良助氏は、「判決書案を作成するのは留役である」と述べている(石井・註(18)『近世民事訴訟法史』一六一頁)。神保文夫氏も、判決案の作成等はすべて下役人が行ったと述べている(神保・註(11)『近世法実務の研究』下、六八八頁)。なお、高塩博氏は、土地の境界争いの裁判において、繫争地に役人を派遣して実地検証(「地改」)がなされた場合、その調査報告書として評定所に提出される「吟味伺書」が「判決原案の役割を果たすことが多かった」と述べている(高塩博「地改動方留」(国立国会図書館蔵)について)、『国学院法学』第六一卷第三号、二〇一三年、一頁)。

(46) 平松・註(5)『近世刑事訴訟法の研究』八四一頁。

(47) 藤田宙靖「裁判官と学者の間で」(『中央ロー・ジャーナル』第七卷第三号、二〇一〇年、一一頁)

(48) 石井・註(7)『続近世民事訴訟法史』三三五頁、神保・註(12)『近世法実務の研究』下、六四九、六五〇頁、神保「裁判制度」(浅古弘・伊藤孝夫・植田信廣・神保文夫編『日本法制史』青林書院、二〇一〇年、二三六頁)等参照。

(49) 『資料集成』第四期、54／107－01、(四〇四九)。

(50) 同上、55／109－01、(四〇五二)、55／109－02、(四〇五三)。

(51) 同上、55／109－01、(四〇五二) 八〇～八五頁。

(52) 同上、55／109－01 (四〇五二) 一四一～一四四頁。

(53) 国立公文書館所蔵。同館ウェブサイト・デジタルデータ一三九、一四〇頁。

(54) このような任務を担っていたのは、古くは寺社奉行(大名)の家臣である寺社役であったと思われるが、宝暦九年(一

七五九) 二月、評定所差出の公事吟味のため、評定所留役が寺社奉行宅へ一人ずつ派遣されることになり(『徳川禁令考』前集第三、一四〇九号、一三三頁、『御触書宝曆集成』一四六八号、五〇九頁)、内寄合公事、手限吟味物についても評定所留役が関与するようになっていった(『徳川禁令考』前集第三、一四一〇号二三三、一三四頁、神保・註(11)『近世法実務の研究』下、四〇頁)。それに伴ない証文の取調べ、内寄合での読み上げも評定所留役が引受けるようになったものと思われる。その後、『史料7』の「伺」と同年同月の天明八年(一七八八)八月に、評定所留役四人が「寺社奉行手附」を命じられ(石井・註(18)『近世民事訴訟法史』二四八頁)、彼らが証文の取調べ、内寄合での読上げの任務を引き継いだものと思われる。これらの任務はその後、寛政三年(一七九二)二月任命の「寺社奉行支配留役」(同八年に「寺社奉行吟味物調役」と名称変更)(石井・註(18)『近世民事訴訟法史』二四八―二五二頁)、『古事類苑』官位部三、三八九頁、平松・註(5)『近世刑事訴訟法の研究』四二二頁、神保・註(11)『近世法実務の研究』下、四五頁、橋本誠一「嘉永四年富士三坊一件——寺社奉行内寄合公事の吟味手続」(『法学』第八八巻第四号、二〇二五年、三〇八頁)等を参照)に引継がれていったものと思われる。

(55) 『資料集成』第二期、18/12-11(七八) 九-二〇頁。なお、原本には目次がなく、本文中にも表題が記されていないので、本文書の表題は大平が付けた。

(56) 同上、19/12-15(八二) 二二、二三頁。本文書の表題については前註に同じ。

(57) 『資料集成』第四期、55/108-01(四〇五〇)、55/108-02(四〇五一)。

(58) 同上、56/110-01(四〇五四)、56/110-02(四〇五五)。

(59) 平松・註(5)『近世刑事訴訟法の研究』一一八、一一九頁。なお、布施弥平治編『百箇條調書』第一巻、新生社、一九六六年、三七頁をも参照。

(60) 平松・『同上書』一一四頁。なお、他領他支配関連事件の裁判権に関する幕府の「自分仕置令」の解釈については、平松義郎氏の説の「再検討が必要ではないか」という指摘もある(吉田正志『仙台藩刑事法の研究』慈学舎出版、二〇二二年、二五頁)。

(61) 国立公文書館所蔵。同館ウェブサイト・デジタルデータ五頁。

(62) 寛政期に諸書類簡略化(「諸調物簡易ニ可致事」という政策がとられたことについては、杉本史子氏の指摘が注目され

る。氏は「論所取扱準則」（年不詳）の記述（徳川禁令考」後集第一、三六七頁）を手がかりにして、地改裁許で「請証文裁許」となる一件は、従来「相談書」を読み上げていたが、「諸書類簡略化の時期に、「相談書」の読み上げは不用」ということになり、「相談書」読み上げは寛政九年（一七九七）に廃止されたと述べ（杉本・註（10）『近世政治空間論 裁き・公・日本』一三九頁）、「諸書類簡略化」政策が寛政九年にはとられていたことを指摘された。『幕末御仕置例書』八（東京大学史料編纂所蔵）二百三十四「評定所公事地改差遣候出入、請証文等内座にて留役読相談書二不及事」にも「論所取扱規則」と同旨の文書が収録されており、そこでは、「評定所公事地改差遣候出入」については、「評議物簡易之手続二準じ」、今後は「相談書」には及ばず、請証文を留役に読ませてはどうかという寺社奉行の提案が寛政九年（一七九七）六月二日、評定所一座に承認されたと記されている。両文書は実質的に同じ事象を述べたものと思われ、したがって、杉本氏が指摘されたように、「諸書類簡略化」政策は寛政九年六月二日の時点で既にとられていたことが分かる。その政策の始期は定かではないが、寛政五年三月三日、老中松平伊豆守（定信）が、「諸向より提出された御仕置等の伺書を〔老中より〕評定所一座へ評議のため下げ渡した際、〔評定所より伺書提出者に〕掛合わないと内容が分かりづらいことがある場合は、〔従来は書面で老中に〕伺って来たが、今後は伺書の銘書だけを書いて提出し、〔伺書提出者への〕懸合の件は口頭で申上げるように」と評定所へ指示したことは、「諸書類簡略化」政策の一環と言えそうである。松平定信のこの指示を踏まえることと思われるが、その翌年の二月、老中太田備中守（資愛）が「御仕置もの等評議之趣申上方簡易取計之事」につき評定所一座に通知し、評定所一座よりその趣旨に添った具体策を上申したところ、同月二十四日、太田備中守はその通り取計らうようにと指示している（以上、「評定所格例」（古事類苑）法律部三、六五〇、六五一頁）。これも「諸書類簡略化」政策の一環と言えそうである。本文で述べた寛政三年の同役奉行たちへの「相談」（「相談書」）の省略も、こうした「諸書類簡略化」政策の展開の中に位置づけることができるのではあるまいか。

- (63) 寛政期の文書管理改革については、杉本・註(10)『近世政治空間論 裁き・公・日本』一三九、一五〇頁、高橋実「幕藩政文書管理史研究と本書の構成」（国文学研究資料館編『幕藩政アーカイブズの総合的研究』思文閣出版、二〇一五年、七―一一頁）、山本英貴『江戸幕府大目付の研究』（吉川弘文館、二〇一一年、七二頁）を参照。

(64) 寛政期の公文書政策については、大石学「享保改革の歴史的位置」(藤田寛『幕藩制改革の展開』山川出版、二〇〇一年、四三～四六頁)を参照。なお、ここでは「諸書類簡略化」政策については特に触れられていない。

(65) 『史料Ⅱ』第四条参照。なお、平松・註(5)『近世刑事訴訟法の研究』八四二頁をも参照。

(66) 訴訟遅延の問題については、大平祐一『近世の非合法的訴訟』創文社、二〇一一年を参照。

(67) 江戸滞在費用の増大、審理促進のための奉行所への賄賂とその取り持ち・接待問題等を詳細に描き出したものとして、高橋敏『江戸の訴訟』岩波書店、一九九六年がある。また、訴訟遅延による在牢者の増加、病死者の増加について、天保一年(一八四〇)、老中脇坂中務大輔(安董)は三奉行に対し、「公事吟味物手間取不申様、度々相達候様有之候処、近來久々在牢のもの多く有之候」、「日数相掛候ては病死等も多相成」、関係者も難儀するので、なるべく手間取らぬようにすべし、と申渡している(『幕末御触書集成』第五巻、四八二四号(三七一、三七二頁)。在牢中の死者の多さについては、文化一三年(一八一六)の著作と言われる武陽隠士の『世事見聞録』七の巻「非命に死せる者の事」に、「享保の頃までは牢死人は至つてまれなる事にてありしと見ゆ。今は制外となりて数千人に及ぶなり」とある(岩波書店、二〇一〇年第四刷、四三九頁)。この数字が正確かどうかはともかくとして、かなりの数の牢死者がいたことは事実であろう。そのなかには長期在牢による病死者も少なからず含まれていたものと思われる。ちなみに、大坂町奉行所の嘉永三年(一八五〇)、同四年、安政元年(一八五四)、同二年、同三年の牢死者数は、それぞれ三〇二人、四一五人、四二人、三七七人、二一五人であった。(藤原有和「大坂町奉行所の刑事判例(五)」——大坂城代土屋氏御用留による——(関西大学『人権問題研究室紀要』第六一号、二〇一一年、七六頁)。このなかにも長期在牢による死者が少なからず含まれていたものと思われる。

(68) 大平・註(66)『近世の非合法的訴訟』一五〇～一七一頁。

(69) 訴訟の長期化の一因として、服藤弘司は「幕府の相対解決主義」をあげている(服藤「近世後期の民事裁判と『公事師』の跳梁」(大竹英男・服藤弘司編『幕藩国家の法と支配』有斐閣、一九八四年、三五九頁)。

〔付記〕 本研究は、JSPS科研費(基盤研究(C)課題番号二〇K〇一二四九)にもとづく研究成果の一部である。